

～外貨関連～

国家外貨管理局、 越境貿易・投資の利便化促進政策を公布 自貿区の試行政策を全国展開、資本項目関連の規制緩和も

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は、2023 年 12 月 8 日付で『改革の更なる深化、越境貿易・投資の利便化促進に関する通知』¹（匯発[2023]28 号、以下『通知』）を公布しました。『通知』は經常項目関連 4 措置、資本項目関連 5 措置、計 9 措置から成り、内容は貿易外貨収支、科学技術型企業のクロスボーダー融資、外商直接投資（FDI）などにわたっています。詳細は次頁をご参照ください。

『通知』は上海臨港新エリアなどの 4 地域で試行した越境貿易・投資に関する利便化政策の一部を全国範囲で展開するほか、資本項目について、資金の使途や、限度額、口座開設などに関する規制も緩和し（図表 1 をご参照）、利便化政策の全国展開を通じ越境貿易・投資の後押しを図っています。

【図表 1】資本項目関連の規制緩和

項目	規制緩和の内容
限度額	<ul style="list-style-type: none"> ➢ これまでのクロスボーダー融資利便化試行政策の適用地域 17 省（市）²における適格企業の外債限度額を 500 万米ドル相当から 1000 万米ドル相当に引き上げ ➢ 国外直接投資（ODI）に係る前期費用の送金総額規制（300 万米ドル相当）を撤廃
資本項目の資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ➢ リスク評価結果 2 の財テク商品³、構造的預金⁴への投資を解禁 ➢ 非自社用不動産の建設や、非自社用商業不動産の購入を解禁
口座管理	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 遠隔地での外債口座の開設に係る許認可を廃止 ➢ 資産現金化口座を資本項目決算口座に調整、同口座内の資金を自由的に元転・使用することが可能 ➢ 外商投資企業の国内再投資に係る外貨建て持分譲渡資金、国内企業の国外上場で調達した外貨資金を直接資本項目決済口座に入金可能、資金の支払・使用の利便性を向上

（『通知』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます

<http://www.safe.gov.cn/safe/2023/1208/23593.html>

² 天津市、上海市、江蘇省、山東省（青島市を含む）、湖北省、広東省（深圳市を含む）、四川省、陝西省、北京市、重慶市、浙江省（寧波市を含む）、安徽省、湖南省、海南省（市）

³ 元本割れの可能性が低い財テク商品

⁴ 通常の預金に金利・為替レート、指数などにリンクするデリバティブ取引を組み合わせる商品

『通知』における9措置の要点を図表2の通りまとめています。

【図表2】越境貿易・投資の利便化措置

経常項目
<p>▶ 市場仕入れ貿易外貨管理の最適化</p> <p>下記の条件を満たせば、銀行は多様な手段を通じ「市場仕入れ貿易ネットワークプラットフォーム」の情報を利用し、市場仕入れ事業主のためにオンラインでの外貨の受取・元転を取り扱うことが可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場仕入れ事業主は地方政府の「市場仕入れ貿易ネットワークプラットフォーム」で届出済 ・ 取扱銀行は同プラットフォームへのアクセス、或いはHPログインなどの技術手段により顧客身分の識別、取引背景の真実性審査、取引情報の重複使用の防止を行えること
▶ 加工貿易収支の差額決済の緩和（詳細は後述をご参照ください）
<p>▶ 輸出入代行に係る越境貿易資金の受払政策の最適化</p> <p>輸出入代行業者が特殊な状況（破産、銀行口座の凍結など）により、貨物貿易代金の受払を確かに実施できない場合、銀行は業務展開の原則に基づき、委託者のために代金の受払を取り扱うことが可能</p>
▶ 国内機関のオペレーティングリース業務の外貨資金決済の利便性向上（詳細は後述をご参照ください）
資本項目
▶ クロスボーダー融資の利便化試行政策を全国で展開（詳細は後述をご参照ください）
▶ 国内企業の国外直接投資（ODI）に係る前期費用の送金総額規制（300万米ドル相当）を撤廃、送金額は累計で依然として中国側の投資予定総額の15%を超えてはならない
<p>▶ 外商投資企業（FDI）の国内再投資に係る持分譲渡資金と国外上場で調達した資金の支払・使用の利便性向上（2024年6月3日から実施、詳細は後述をご参照ください）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 元の資産現金化口座を資本項目決算口座に調整、口座内の資金を自由的に元転・使用可能 ・ 国内の持分譲渡側（機関と個人を含む）が国内主体から受け取った外貨建ての持分譲渡対価資金、及び国内企業が国外上場で募集した外貨資金を、直接資本項目決済口座に入金可能 ・ 国内の持分譲渡側が外商投資企業から受け取った元建て持分譲渡対価資金（直接元転後の人民元資金、あるいは元転後支払い待ち口座内の人民元資金によるもの）を、直接国内の持分譲渡側の人民元口座に入金可能
▶ 資本項目収入の使用に関するネガティブリストの完備（詳細は後述をご参照ください）
<p>▶ 遠隔地での外債口座の開設に係る許認可の廃止</p> <p>非金融企業は合理的なニーズがあれば登録地の所属外貨管理分局以外のそのほかの地域における銀行で外債口座の開設が可能</p>

（『通知』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 資本項目関連口座管理の簡素化

これまで、国外上場で調達した外貨資金、国内再投資に係る外貨資金は外貨資本金口座に入金し、元転・使用する際、銀行へ真実性を証明する書類を1件ずつ提出することが必要です⁵。持分譲渡の対価としての資金は資産現金化口座に入金し、元転する際、関連業務登記証憑を提出しなければなりません。

『通知』では、資産現金化口座を資本項目決算口座に調整し、上述の国外上場で調達した外貨資金、国内再投資に係る外貨資金を直接資本項目決済口座に入金できると明記した上、口座内資金の支出範囲について、元資産現金化口座の「関連業務登記証憑を以って直接銀行で元転」から「直接銀行で元転・

⁵ 2020年、全国で資本項目に係る収入の支払利便化改革を展開し、条件を満たす企業が外貨資本金、外債、国外上場で調達した外貨資金などの資本項目の収入を国内での支払に用いる際、事前に銀行へ真実性の証明書類を1件ずつ提供することを不要となり、証明書類の事前審査から事後抽出検査となります

使用」へ調整しました。

また、これまで国内の持分譲渡側が非投資性外商投資企業から受け取った持分譲渡対価資金が人民元（直接元転後の人民元資金、あるいは元転後支払い待ち口座内の人民元資金によるもの）である場合、元転後支払い待ち口座を開設する必要があり、対価資金をこの元転後支払い待ち口座に入金させます。

『通知』に基づき、今後、別途口座開設を不要とし、直接国内の持分譲渡側の人民元口座に入金可能となります。

なお、『通知』に基づき、資本項目決済口座内の資金は主に、外商直接投資及び国内再投資の資金、国外直接投資につき国内持分譲渡側が持分譲渡対価として受け取った資金、国内企業が国外上場で調達した外貨資金を含めます。

□ 資本項目収入の使用に関するネガティブリストの完備

『資本項目元転管理政策の改革及び規範化に関する通知』（匯発[2016]16号）では、外貨資本金、外債資金、国外上場で調達した資金などの資本項目に係る外貨収入及び元転後の資金使用の制限を規定しています（図表3の左欄をご参照ください）。

匯発[2016]16号に比べ、『通知』では、使用制限の対象収入を「非金融企業の資本金、外債に係る外貨収入及び元転後の人民元資金」と定めており、「国外上場で調達した資金」の文言を削除しました。また、「国外上場で募集した外貨資金を直接資本項目決済口座に入金可能、同口座内の資金を自由的に元転・使用することが可能」と明記し、国外上場で調達した資金使用の規制緩和と言えます。

更に、『通知』では、外貨資本金、外債に係る外貨収入及び元転後資金の使用制限も緩和しました。この中、商業不動産への投資解禁による低迷した国内不動産市場の支援意図が覗かれます。

【図表3】資金使用制限

匯発[2016]16号	『通知』	変更点
直接又は間接的に <u>企業の経営範囲以外</u> 或いは国の法律・法規が禁止する支出に用いること	直接又は間接的に国の法律・法規が禁止する支出に用いること	「企業経営範囲以外」の文言を削除
別途明確な規定がある場合を除き、直接又は間接的に <u>証券投資又は銀行の元本保証型商品</u> 以外のその他の財テク商品に用いること	別途明確な規定がある場合を除き、直接又は間接的に <u>証券投資又はその他の財テク商品（リスク評価結果が2級以下の財テク商品及び構造的預金を除く）</u> に用いること	投資可能な商品範囲を拡大
非関連企業への融資、 <u>経営範囲が明確に許可されている場合を除く</u>	非関連企業への融資（経営範囲が明確に許可されている場合、 <u>上海自由貿易試験区臨港新エリア、広東自由貿易試験区広州南沙新エリア、海南自由貿易港洋浦経済開発区、浙江省寧波市北侖区</u> を除く）	4 自貿区における企業が非関連企業への融資が可能であることを明確に
非自社用不動産の <u>建設、購入</u> に用いること（ <u>不動産企業</u> を除く）	非自社用の <u>住宅性質不動産</u> の購入に用いること（ <u>不動産開発企業、不動産賃貸企業</u> を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 商業不動産を規制対象から外す ➢ 不動産企業の種類を明確化 ➢ 「建設」に用いることを許可

（『通知』などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ クロスボーダー融資利便化政策の全国展開

クロスボーダー融資利便化試行政策とは、一定の条件を満たす試行企業が純資産規模に関わらず、外貨管理局認定の枠内で自主的に外債を借り入れられることを指します（以下「利便化業務」）。

全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理モデルのもとで、外債枠は当該企業の純資産規模に制限されるため、創業初期の科学技術型企業は十分な資金を調達できません。これらの企業の資金調達に便宜を図るため、2018年に国家外貨管理局は北京市中関村において純資産規模が小さく、将来性のあるハイテク企業を対象に、上記の利便化業務を試行開始。その後、試行地域と試行企業範囲は拡大し、企業の融資コストを大幅に軽減しました。今回の『通知』では、適用企業範囲、適用地域、外債限度額などの面で従来の利便化政策を最適化しました。

- 適用企業範囲の拡大
従来のハイテク企業⁶、「専精特新」⁷企業に加え、科学技術型中小企業⁸も対象範囲に追加
- 適用地域の拡大
適用地域はこれまでの試行地域 17 省（市）から全国に拡大
- 外債限度額の引き上げ
これまでの 17 省（市）における対象企業の外債限度額は、従来の 500 万米ドル相当から 1000 万米ドル相当に引き上げ、そのほかの地域における対象企業の場合、500 万米ドル相当とする

【図表 4】クロスボーダー融資利便化政策

項目	
企業資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 設立 1 年以上、かつ実際の経営業務活動がある非金融企業（不動産企業・地方政府融資プラットフォーム除く） ➤ 国又は地方関連部門の認証を受けたハイテク企業、「専精特新」企業または科学技術型中小企業 ➤ 貨物貿易外貨の受取・支払企業リストの掲載企業である場合、その貨物貿易外貨管理分類結果が A 類企業 ➤ 直近 2 年以内に外貨行政処罰記録はない（設立 2 年未満の場合、設立日から外貨行政処罰記録はない） ➤ マクロプルーデンス管理モデルを適用しないこと、或いは企業の実際の外債資金需要を満たすことはできないこと
申請書類	<p>外債契約登記の際、所在地の外貨管理局への利便化業務参加申請書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 申請書（直近 2 年以内に外貨規定違反の行政処罰記録なしの状況説明） ➤ 営業許可書の写し ➤ ハイテクと「専精特新」企業の場合、国又は地方関連部門の認証証明資料の原本と写し。科技型中小企業の場合、「全国科技型中小企業情報サービスプラットフォーム」から刷り出した認証取得の関連公告及び科学技術管理部門が付与した科学技術型中小企業データベースの登記番号 ➤ 借款意向書又は借入契約の原本及び主要条項の写し（外国語の場合、中国語訳の原本を添付） ➤ 前年度又は直近 1 期の監査済の財務報告の原本及び写し

（『通知』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

⁶ ハイテク企業とは、国または地方関連部門の認証を受け、知的財産権を有する、技術または工芸が先進的で、市場の将来性のある革新型企業を指す

⁷ 「専精特新」企業とは、国または地方関連部門の認証を受け、「専門性、精巧性、特色性、斬新性」の特徴を備えた企業を指す

⁸ 科学技術型中小企業とは、関連部門の認証を受け、一定数の科学技術者が科学技術研究開発活動に従事することにより、知的財産権を取得し、かつそれをハイテク製品またはサービスに転化したことを通じ持続可能な発展を実現する中小企業を指す

□ **加工貿易収支の差額決済の緩和**

加工貿易に係る差額決済は、これまで深圳などの一部地域のみで認められます。差額決済の全国展開は、加工貿易企業の資金繰りに便宜を供することができます。『通知』に基づき、銀行は企業のために「進料対口」に係る輸出代金と原材料・部品の輸入代金との差額決済を取り扱うことが可能となります。「進料対口」とは原材料・部品の輸入先及び製品の輸出先が同一の国外取引先であることです。差額決済を展開する企業は、事前に関連資料を持参し、銀行へ説明しなければなりません。また、原則として四半期ごとに1回以上の差額決済を実施し、売掛金と買掛金を遅滞なく清算する必要があります。

□ **国内機関のオペレーティングリース業務の外貨資金決済の利便性向上**

図表5の条件を満たせば、国内賃借人が自社保有の外貨収入で国内のリース会社（賃貸人）へ国内のオペレーティングリース業務（航空機、船舶、大型設備を含む）の外貨建てリース料を支払うことが可能です。

【図表5】オペレーティングリース業務の外貨資金決済条件

賃借人	▶ 安定した外貨収入源、一定の規模のある外貨収入を有すること
	▶ 外貨建てリース料は原則的年間1億ドル相当以上、かつ支出ニーズが合理的であること
	▶ 貿易外貨収支利便化政策対象の優良企業
賃貸人	▶ リース対象物購入用資金の50%以上は外貨建て債務によるもの、或いは国外からのリース物なので、外貨建てリース料の対外支払が必要であること
賃貸人が受け取った外貨建てリース料の使途	▶ 原則として元転してはならない（国内税金の納付、抹消・清算の場合を除く）
	▶ 国外へリース料の支払、外貨債務の返還、国外へリース対象物の代金支払及び外貨管理局の規定に合致するその他の外貨支出に用いることが可能

（『通知』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

留意点・所見

国外上場で募集した資金の使用や、利便化業務展開際の留意点は以下の通りです。

□ **国外上場で募集した資金の使用**

『通知』では使途の規制を緩和しましたが、実際使用の際、上場目論見書に記載された募集資金の用途に合致しなければなりません。

□ **外債資金**

▶ **使途制限**

利便化業務に参加する企業は原則として調達した外債資金を国内に戻し、かつ経営範囲内で使用すべきです。また、前述の資本項目収入の使用に関するネガティブリストに従わなければなりません。ただし、『上海自由貿易区臨港新エリアなど一部区域におけるクロスボーダー貿易・投資のハイレベルの開放試行の展開に関する通知』（匯発[2021]35号）を適用する企業の場合、その外債資金の使途は同『匯発[2021]35号』に従うとしています。

【図表 6】 利便化業務の外債資金の使途制限比較

匯発[2021]35号	『通知』
直接又は間接的に企業の経営範囲以外の支出に用いること	—
直接又は間接的に国の法律・法規が禁止する支出に用いること	
直接又は間接的に証券投資に用いること	別途明確な規定がある場合を除き、直接又は間接的に証券投資に用いること
—	別途明確な規定がある場合を除き、直接又は間接的にそのほかの財テク商品(リスク評価結果が2級以下の財テク商品及び構造的預金を除く)に用いること
—	非関連企業への融資(経営範囲が明確に許可される場合を除く)
直接又は間接的に非自社用不動産の建設、購入に用いること	非自社用の住宅性質不動産の購入(不動産開発経営、不動産賃貸経営を行う企業を除く)
不動産企業、地方政府融資プラットフォームへの融資に用いること	—

(『匯発[2021]35号』 『通知』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

➤ 限度額

外債限度額は国家外貨管理局で決定されます。将来性があり、国が重点的に支援する業界・分野に属する企業であれば、実際の資金ニーズがその限度額を超える場合、所在地の外貨分局の集団審議により従来の限度額を超えることが可能です。

また、利便化業務に参加する企業は、全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンスまたは「投注差」モデルを適用しなくなります。利便化業務参加前に、借り入れた外債につき、その未弁済残高が利便化業務の限度額を占用します。

外債契約登記後1年以内に引出が発生しない場合、所在地の外貨管理局は当該外債登記を抹消することができるので、企業が再び利便化業務へ参加する場合、改めて申請する必要があります。

なお、利便化業務を展開中の企業が当該業務の資格要件に合致しなくなった場合、既存の外債と新規借り入れは以下の通り取り扱います。

➤ 利便化業務として登記済の外債

満期まで保有することが可能、その外債資金を正常に使用可能。元利弁済後、登記抹消

➤ 新規借り入れ

利便化業務に参加する前に選択した外債モデルを継続して採用。外債モデルを選択したことがない外商投資企業は、全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンスまたは「投注差」モデルを自由に選択することが可能。ただし、利便化業務として登録済の外債につき、その未弁済残高が新規外債限度額を占用

*

具体的な実務手続等については、関連主管部門または所在地の法律事務所等にお問い合わせください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 経

Tel：021-3855-8888 (Ext: 1183)

E-mail：hao.jing@mizuho-cb.com



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。